

# 県政情報センターにおける行政情報の提供等に関する要綱

(平成 24 年 3 月 30 日制定)

(平成 27 年 4 月 3 日一部改正)

(平成 28 年 3 月 31 日一部改正)

## 第 1 趣旨

この要綱は、別に定めのあるものを除き、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月青森県条例第 55 号）第 22 条の規定の趣旨を踏まえ、青森県県政情報センター規程（平成 21 年 3 月青森県告示第 211 号）第 1 条第 1 項に規定する県政情報センター（以下「センター」という。）における行政資料の提供等の情報提供施策の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 各課等 知事部局の本庁の課（室を含む。）及び出先機関、公営企業（工業用水道事業）、病院局、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会並びに警察本部
- (2) 行政資料 各課等が作成し、又は取得した県政に関する資料

## 第 3 行政情報の提供等

センターにおいては、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、青森県情報公開条例第 7 条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）に該当するものを除き、県が出資する法人等の事業、委託事業及び補助金等の交付に係る事業の実施状況に関する情報その他の別表に掲げる行政情報の提供等を行うものとする。

2 センターにおける行政情報の提供等は、次の方法によって行うものとする。

- (1) 行政資料の閲覧、貸出し及び写しの交付
- (2) 県のホームページに掲載された情報の閲覧及びこれを転写したものの交付
- (3) 県民等へ頒布する目的で作成された行政資料の有償又は無償による頒布

## 第 4 行政情報の収集及び整備

センターにおいては、別表に掲げる行政情報（不開示情報に該当するものを除く。）に係る行政資料を収集し、及び整備するものとする。

2 各課等は、別表に掲げる行政情報に係る行政資料を作成したときは、その都度速やかに、又は年 1 回以上定期的に、当該行政資料（不開示情報に該当する行政情報に係る部分を除いたものとする。）をセンターに提出するものとする。

3 各課等は、別表に掲げる行政情報を県のホームページに掲載したときは、その都度速やかに、当該行政情報を掲載したホームページのアドレス（URL）をセンターに報告するものとする。

## 第 5 行政資料の有償頒布

センターにおいて行う第 3 第 2 項第 3 号に規定する行政資料の有償による頒布は、県民等へ

頒布する目的で作成された行政資料のうち、次に掲げるものを除いたものについて、各課等からの提供を受けて行うものとする。

- (1) 一般県民等に広く無償で配布する目的で作成された行政資料
- (2) 法令に基づき無償で配布することとされている行政資料
- (3) 作成に要した費用に国費が充当されている行政資料
- (4) その他有償で頒布することが適当でないと認められる行政資料

## 第6 その他

この要綱に定めるもののほか、センターにおける行政資料の提供等の情報提供施策の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3、第4関係）

センターにおいて提供等を行う行政情報

- (1) 県の長期計画その他重要な基本計画
- (2) 庁議における決定事項
- (3) 県の主要な施策及び事業の進捗状況
- (4) 県の財政状況、予算及び決算に関する情報
- (5) 附属機関等の会議資料、議事録及び会議結果の概要
- (6) 県出資法人の業務及び財務に関する情報
- (7) 契約情報及び補助金の交付に係る事業の実施状況に関する情報
- (8) 定期的に又は複数の開示請求を受けてその都度開示した行政文書で、センターにおいて指定したもの
- (9) その他提供することが適当であると各課等が認める情報